

事務連絡  
令和4年 6月15日

- (一社)日本建設業連合会 四国支部 事務局長 殿
- (一社)日本道路建設業協会 四国支部 事務局長 殿
- (一社)徳島県建設業協会 専務理事 殿
- (一社)香川県建設業協会 専務理事 殿
- (一社)愛媛県建設業協会 次長 殿
- (一社)高知県建設業協会 専務理事 殿
- (一社)建設コンサルタンツ協会 四国支部 事務局長 殿
- (一社)全国測量設計業協会連合会 四国地区協議会 理事 殿

建設副産物対策四国地方連絡協議会 事務局  
(四国地方整備局 企画部 技術管理課内)

## 建設発生土の更なる有効利用の促進について

日頃より建設リサイクル行政等に関して多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年7月1日からの大雨により発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ設置された関係府省による連絡会議において、盛土による災害の防止のための取組について申合せがなされ、「建設発生土の搬出先の明確化・有効利用等を図るため、国発注工事に関する指定利用等の実施について、全省庁で取組を徹底する」とされました。

これらを踏まえ、国土交通省において、関係発注機関へ建設発生土の発生抑制・有効利用のため、事業の計画・設計段階からの必要な対策の検討を行うこと、指定利用等の取組の徹底し、運搬・処分費を適切に計上することを通知し、地方公共団体に建設発生土に関する条件を設計図書に明示し、適正な費用の計上するようお願いしているところです。

貴協会・連合会におかれましても、これらの取組について会員への周知をお願い致します。

事務連絡  
令和4年4月20日

北海道開発局  
事業振興部 技術管理課長補佐 殿  
各地方整備局（関東、近畿、中国を除く）  
企画部 技術管理課長 殿  
関東、近畿地方整備局  
企画部 技術調査課長 殿  
中国地方整備局  
工事品質調整官 殿  
沖縄総合事務局  
開発建設部 技術管理課長 殿

総合政策局  
公共事業企画調整課  
課長補佐

#### 建設発生土の更なる有効利用の促進について

令和3年7月1日からの大雨により発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ設置された関係府省による連絡会議において、盛土による災害の防止のための取組について申合せがなされ、「建設発生土の搬出先の明確化・有効利用等を図るため、国発注工事に関する指定利用等の実施について、全省庁で取組を徹底する」とされました。

これらを踏まえ、「令和4年度国土交通省所管事業の執行について」（令和4年4月1日付け国会公第162号、国会公第162号-2）において、建設発生土の有効利用や指定利用等の取組を徹底し、運搬・処理費を適切に計上することについて、地方支分部局や関係独立行政法人、地方公共団体に通知・送付し、併せて都道府県から管内関係市町村への周知をお願いしています。

また、「公共工事の円滑な施工確保に向けた取組について」（令和4年4月1日付け総行行第95号、国不入企第1号）では、地方公共団体に対し、建設発生土の有効利用や適正処分の観点から、搬出先を指定する指定利用等を徹底するとともに、指定の内容に応じた運搬費・処理費を計上し、適正な予定価格の設定をするようお願いしています。

これらについてご留意頂くとともに、建設発生土の更なる有効利用の促進を図って頂くようお願いいたします。

(直轄・独法等)

国会公第162号  
令和4年4月1日

各発注機関の長 殿

国土交通事務次官

### 令和4年度国土交通省所管事業の執行について

国土交通省所管事業の執行については、かねてから種々御高配をお願いしているところであるが、令和4年度予算においては、「国民の安全・安心の確保」、「社会経済活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大」及び「豊かで活力ある地方創りと分散型の国づくり」の3分野に重点化し、施策効果の早期発現を図ることとしたところである。所管事業の執行に当たっては、適正かつ円滑な事業の執行を図るため、下記のことについて特段の配慮をされたく、命により通達する。

#### 記

##### 1. 公共事業等の施行方針

- (1) 令和4年度の所管事業の執行に当たっては、迅速かつ適切な執行を図ること。  
また、東日本大震災や大規模自然災害からの復旧・復興事業を着実に推進するとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、中長期の目標の達成に向けて着実に実施すること。  
なお、事業執行にあたっては新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底や当該対策に係る費用を上乗せする等の柔軟な契約変更の徹底など、必要な措置を適切に実施すること。
- (2) 予算の執行に対して国民の厳しい目が向けられている中、節減合理化等の効率的な執行に努め、不要不急の執行が行われないよう徹底するとともに、予算の透明性・効率性を高めるため、執行に関する情報開示を徹底すること。
- (3) 社会資本整備にかかる計画、設計、施工及び管理の各段階において、品

約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合には、双方の協議により適切に対応するよう請負業者を指導すること。

特に、前金払を行った場合には、下請業者に対して必要な費用が現金で前金払されるよう、請負業者を指導すること。

また、資材納入業者、運送事業者、警備業者との取引関係についても、一層の適正化に努めるよう請負業者を指導すること。

#### 4. 安全対策・環境施策の推進

工事等の発注に当たっては、安全確保に万全を期すために、関係法令の遵守、適切な設計・積算や工期・履行期間の設定、施工条件・設計条件の明示等に努めるとともに、工事全体での環境負荷を低減させ、また、建設副産物の適正な処理を行うため、次の事項に留意すること。

(1) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）等の趣旨を踏まえ、工事の発注に当たっては、環境負荷の低減に資する資材等の使用を積極的に推進すること。

(2) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）等の趣旨を踏まえ、建設副産物の発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底等を図ること。

(3) 建設副産物の処理については、処理方法、処理・受入場所、運搬距離等、適切な条件明示を行うこと。

また、建設副産物の有効利用を推進するため、「リサイクル原則化ルール」（平成18年6月12日付け国官技第47号、国官総第130号、国営計第37号、国総事第20号）に基づいた、建設副産物の工事現場からの搬出や再生資源の利用を図ること。

建設工事から発生する建設発生土については、事業の計画・設計段階から必要な対策を検討し、可能な限り発生抑制に努めるとともに、有効利用を図ること。また、建設発生土の搬出先を明確化・有効利用を図るため、工事の発注段階で搬出先を指定する指定利用等の取組を徹底し、運搬・処理費を適切に計上することにより、その実効性を確保すること。

さらに、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設発生土の再生資源については、建設資材として利用することに配慮した適切な計画・設計・積算を行うこと。

併せて、建設汚泥及び建設汚泥再生品については、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（平成18年6月12日付け国官技第46号、国官総第128号、国営計第36号、国総事第19号）を踏まえ、再生利用に向けた都道府県等の個別指定制度及び環境省の再生利用認定制度の積極的な活用、新技術の導入等に努め、再生利用の促進を図ること。

別紙

※ 通達先

(案の1)

大臣官房会計課長  
大臣官房官庁営繕部長  
総合政策局長  
国土政策局長  
不動産・建設経済局長  
都市局長  
水管理・国土保全局長  
水管理・国土保全局水資源部長  
道路局長  
住宅局長  
北海道局長  
航空局長  
自動車局長  
港湾局長  
鉄道局長  
海事局長  
国土交通政策研究所長  
国土技術政策総合研究所長  
国土交通大学長  
航空保安大学校長  
国土地理院長  
小笠原総合事務所長  
海難審判所長  
各地方整備局長  
北海道開発局長  
各地方運輸局長  
神戸運輸監理部長  
各地方航空局長  
各航空交通管制部長  
観光庁長官  
気象庁長官  
運輸安全委員会事務局長  
海上保安庁長官  
沖縄総合事務所長

国立研究開発法人土木研究所理事長  
国立研究開発法人建築研究所理事長  
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所理事長  
独立行政法人海技教育機構理事長  
独立行政法人航空大学校長  
独立行政法人自動車技術総合機構理事長  
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長  
独立行政法人国際観光振興機構理事長  
独立行政法人水資源機構理事長  
独立行政法人自動車事故対策機構理事長  
独立行政法人空港周辺整備機構理事長  
独立行政法人奄美群島振興開発基金理事長  
独立行政法人都市再生機構理事長  
独立行政法人住宅金融支援機構理事長  
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構理事長  
日本下水道事業団理事長

※ 参考送付先

(案の2)

各都道府県知事  
各政令指定都市の長

(補助)

国会公第162号-2  
令和4年4月1日

各都道府県知事 殿  
各政令指定都市の長 殿

国土交通事務次官

令和4年度国土交通省所管事業の執行について

標記について、令和4年度国土交通省所管事業の適正かつ円滑な執行を図るため、別添のとおり地方支分部局、関係独立行政法人等に通達したところですので、参考までに送付します。

(都道府県)

なお、貴管内関係市町村（政令指定都市を除く。）等に対しても、周知方お願いします。

総行行第95号  
国不入企第1号  
令和4年4月1日

各都道府県担当部局長 殿  
（市区町村担当課、財政担当課、入札契約担当課扱い）  
各指定都市担当部局長 殿  
（財政担当課、入札契約担当課扱い）

総務省自治行政局行政課長  
（公印省略）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長  
（公印省略）

### 公共工事の円滑な施工確保に向けた取組について

公共工事の適正な入札及び契約の実施を通じて建設業の健全な発達を実現するとともに、防災・減災、国土強靱化対策の加速化等による国民の安全・安心の確保、成長戦略の推進や分配機能の強化による「新しい資本主義」の起動等を通じて経済を成長させ、その果実を基に国民の所得を幅広く引き上げさらなる成長につなげていく「成長と分配の好循環」を実現するためには、地方公共団体が発注する工事も含め、公共工事の円滑かつ適切な執行が図られることが重要です。

このため、各地方公共団体に対しては、「公共工事の円滑な施工確保について」（令和3年12月21日付け総行行第435号・国不入企第34号。以下「施工確保通知」という。）において、公共工事の円滑な施工確保を図るようお願いしたところですが、対策の更なる充実を図るため、下記の事項についても、取組の実施又は検討を行うようお願いいたします。

また、今後の公共工事の執行状況や、地域の建設業団体等との連携・意見交換等を踏まえ、新たに必要な取組や検討事項等がある場合には改めて周知させていただくことがありますのでご留意ください。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知をお願いいたします。

なお、本通知は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第20条第2項に基づく要請及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

### 1. 低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について

ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格（以下「調査基準価格等」という。）の見直し等については、「ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について」（令和4年3月9日付け総行第77号・国土入企第38号。以下「ダンピング対策通知」という。）、施工確保通知、「国土交通省における低入札価格調査基準の計算式の改定について」（令和4年2月24日付け事務連絡）等により、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（以下「中央公契連モデル」という。）や国土交通省での見直しを踏まえ、適切に見直すよう、要請してきたところである。

しかしながら、中央公契連モデルの基準を大きく下回る算定方式や設定範囲等の基準により調査基準価格等を設定している団体が一部に見受けられ、こうした団体では十分にダンピング受注の排除が図られていないおそれがあるため、各団体においては算定方式や設定範囲の改定等により、調査基準価格等の適切な見直しを行うこと。

また、後述する地域建設業団体との連携等を通じて、下請業者へのしわ寄せや公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化などのダンピング受注による弊害が発生していないかなど、地域の工事受注の実態の把握に努めること。

なお、「地方公共団体におけるダンピング対策取組状況の「見える化」を踏まえた更なる取組の推進について」（令和3年10月13日付け事務連絡）にて通知しているとおり、調査基準価格等の算定式について見える化の取組を昨年実施したところである。引き続き同様の取組を進めていく予定であるので、あらかじめ、ご承知おきいただきたい。

### 2. 低入札価格調査の適切な実施等によるダンピング対策の実効性の確保について

低入札価格調査制度については、ダンピング対策通知等に基づき、適切な活用を徹底するよう要請してきたところであるが、調査基準価格を下回る入札があった場合において、低入札価格調査の趣旨を徹底した調査が実施されなければ、ダンピング対策の実効性が確保できないおそれがある。

については、低入札価格調査制度の活用にあたっては、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定・

令和元年10月18日最終変更。以下「適正化指針」という。)の第2の4(3)「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に関する事」のイ〜リに掲げる事項等について、適切な調査を実施するよう改めて徹底すること(別紙1参照)。

また、発注体制上の課題等により低入札価格調査の実効性確保が困難である場合や、適切な低入札価格調査が実施されていないおそれがある場合には、必要に応じて、最低制限価格制度の活用や、最低制限価格制度を適用する金額等の条件の見直しを含めた検討を行うなど、低入札価格調査に係る事務負担等の実情も考慮しつつ、ダンピング対策全体としての実効性の確保に努めること。

なお、低入札価格調査制度については、適正化指針において、要領をあらかじめ作成し、これを公表するとともに、低入札価格調査を実施した工事に係る調査結果の概要を原則として公表するなど、透明性、公正性の確保に努めるものとされていることに留意すること。

### 3. 円滑な施工を確保するための条件明示等について

#### (1) 施工条件の適切な明示と必要となる経費の計上

工事の円滑な施工を確保するためには、工事目的物の仕様のほか、工事の施工条件を設計図書に適切に明示し、関係者間の責任関係が明確化された対等な関係のもとで工事が適正に施工されることが重要である。

このため、「発注関係事務の運用に関する指針」(平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ・令和2年1月30日改正。以下「運用指針」という。)のⅡ. 1-1の「(現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成)」の内容等を踏まえ、工事に必要な施工条件(自然条件を含む。)等を設計図書に適切に明示すること。あわせて、必要となる経費を適切に計上することにより、明示した施工条件と積算内容との整合を図ること。

#### (2) 建設発生土に関する条件明示等について

公共工事の建設現場から発生する建設発生土については、不適正な処分がなされることがないように、発注者において可能な限り、同一現場内で利活用するなどして発生抑制に努めるとともに、工事間での有効利用等を図ることが必要である。しかしながら、令和3年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害で崩落した盛土等においては、建設発生土の不適正な処分とその影響が疑われている。

これらのことを踏まえ、特に建設発生土に関しては、その有効利用や適正処分を図るため、以下に示す条件を設計図書において明示すること。

- ・ 工事における建設発生土の有無
- ・ 同一現場内での利活用に必要な情報(流用土の使用を明示する等)
- ・ 受入場所(工事間利用の受入れ工事箇所、仮置場、土砂処分場等)
- ・ 受入場所までの距離、時間

- ・その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報 等

また、明示した条件に対しては、以下の費用を計上すること等により積算内容との整合を図り、適正な予定価格を設定すること。

- ・運搬費
- ・処分費 等

なお、建設発生土の有効利用や適正処分の観点から、建設発生土の搬出先の明確化を図るため、工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定する指定利用等の取組を徹底することが重要である。仮に、明示すべき条件が未確定であり、暫定的な条件を明示した場合にあっては、条件の確定後に速やかに受注者に対して指示等を行った上で、必要に応じて設計変更を行う等、適切に対応すること。

#### 4. 設計変更の適切な実施について

発注者・受注者間の対等性を確保し、公共工事の適正な施工を確保するためには、必要があると認められるときに設計図書の変更を適切に行い、施工に必要な費用や工期が適切に確保されることが重要である。

このため、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、その他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の変更を適切に行うこと。

特に、発注者からの指示等に基づき施工が進められており、設計図書の変更及びこれに伴って請負代金の額や工期の変更が必要と認められる場合にも関わらず、請負代金の変更見込金額が当初の請負代金額と比較して一定の割合を超えたことのみをもって設計変更に応じない、若しくは設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことは、厳に慎むこと。

#### 5. 除雪等の地域維持事業の実施に要する経費の適切な計上について

地域の維持に不可欠な、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなど社会資本等の維持管理のために必要な工事（以下「地域維持事業」という。）は、地域の建設業者がその担い手として重要な役割を果たしている。しかし、建設投資の大幅な減少や従業員の高齢化等に伴い、地域の建設業者の減少・小規模化が進んでおり、担い手の確保・維持に資する入札契約制度における工夫が必要とされている。

このため、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年10月21日付け総行第215号・国土入企第26号）のⅡ. 8. 「地域維持型契約方式」により、地域維持事業に係る経費の積算において事業の実施に要する経費を適切に計上するよう要請してきたところであるが、引き続き、地域維持事業の担い手の実情を把握しつつ、担い手となる企業が適正な利潤を確保できるよう必要な経費を計上すること。

特に道路除雪では、気象の状況により事前の待機が必要となる場合があるほか、年間降雪量に応じて毎年度の工事量が大きく変動する特性があり、持続的な除雪体制を確保・維持するためには、待機費用の計上や、少雪の年においても必要となる固定的経費の計上などを行うことが考えられる。国土交通省直轄工事においては、道路除雪工の積算において待機費用の計上を行っているほか、令和3年度から少雪時における道路除雪工の固定的経費を計上する試行を行っている（別紙2～4参照）、参考にされたい。

#### 6. 概算数量発注の活用について

概算数量発注（積算及び入札事務の簡素化・効率化を図ることなどを目的として、設計数量が概算であることをあらかじめ明示し、当初設計の数量（の一部）を概算数量により積算を行う発注等）に関しては、運用指針のⅢ.「災害時における対応」において、災害発生後の緊急対応にあたり、概算数量による発注を行った上で現地状況等を踏まえて契約変更を行うなど、緊急度に応じた対応も可能であることとされている。このことを踏まえ、災害復旧工事等の発注に当たっては、手続の透明性及び公平性の確保に留意しつつ、地域の実情等も考慮し、必要に応じて、概算数量発注の活用についても適宜検討すること。

また、施工内容が単純であり、施工に当たり当初設計から大きな差異が生じにくいものであって早期に発注することにより施工時期の平準化に資すると判断される工事等の発注に当たっても、同様に、手続の透明性及び公平性の確保に留意しつつ、地域の実情等も考慮し、必要に応じて概算数量発注の活用を適宜検討すること。

なお、概算数量発注を行う場合には、設計数量が概算である旨や工事に関する施工条件等を適切に設計図書に明示すること。その後、数量が確定した際には、速やかに受注者に対して指示等を行った上で、現地状況を踏まえつつ、受注者が図面等の作成又は修正に要した費用・日数等を含め適切に契約変更を行うこと。

#### 7. 地域の実情等に応じた適切な規模での発注等について

工事の発注規模や入札参加条件等については、工事内容や工事費、地域の実情等を適切に考慮して設定されるべきものであるが、入札に付そうとする工事と同種・類似の工事が入札不調・不落が生じている場合や、入札不調・不落により再入札に付する場合等においては、施工確保通知の7.「地域の建設業者の受注機会の確保について」の趣旨にも留意しつつ、工事の集中による現場技術者の一時的な不足などの地域の実情等も踏まえ、必要に応じて、複数工区をまとめて発注する等の発注ロットの拡大や当該工事における地域要件の緩和、余裕期間の活用も含めた工期の適切な見直し等について、適宜検討すること。

#### 8. 地域の実情に応じた随意契約の活用について

運用指針のⅢ. 1－2（1）の「(実態を踏まえた積算の導入等)」の内容等

を踏まえ、災害復旧・復興による急激な工事量の増加により、特定の地域において既存の積算基準類と実態に乖離が生じている又はそのおそれがある場合などにおいては、不調・不落の発生状況にも留意しつつ、必要に応じて、不調随契や不落随契の活用も検討すること。

#### 9. 意見交換会等を活用した地域建設業団体等との連携について

地域建設業団体との緊密な連携については、「公共工事の円滑な施工確保に向けた地方公共団体と地域の建設業団体等との意見交換の推進について（依頼）」（令和3年2月8日付け事務連絡）において、公共工事の受注環境等の把握に努め、工事の円滑な発注や入札・契約の適正化等に寄与することを目的として、都道府県をはじめとする地方公共団体と地域の建設業団体等との意見交換を円滑に実施するようお願いしたところである。

また、令和3年度補正予算においては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の経費等が盛り込まれており、一層の施工確保対策に努める必要がある。

これらのことを踏まえ、施工確保通知の10.「地域の建設業団体等との緊密な連携について」においても改めて地域建設業団体との緊密な連携について要請しているところだが、新型コロナウイルス感染症対策に留意しつつ、意見交換会を開催するなどできるだけ早期に取組を実施すること。

さらに、定例の意見交換会の活用も含め、今後も必要に応じて適時開催するよう検討すること。

## 盛土による災害の防止のための取組について

令和3年12月27日  
盛土による災害防止のための  
関係府省連絡会議申合せ

令和3年7月1日から的大雨により、静岡県熱海市の土石流災害をはじめ、全国各地において土砂災害や浸水被害が発生し、大きな被害をもたらした。

政府としては、今後起こりうる災害への対応に万全を期し、被害の発生を最小限に抑えるため、「令和3年7月1日から的大雨に係る支援策とりまとめ」（令和3年7月30日）を策定し、「危険な盛土の総点検を行うとともに、有識者会議・関係省庁連絡会議を立ち上げ、点検状況等を踏まえ、危険箇所への対応や土地利用規制など安全性を確保するために必要な対応策を検討する。」こととした。

これを受け、本年8月10日には、関係府省を構成員とした「盛土による災害防止のための関係府省連絡会議」（以下「関係府省連絡会議」という。）を設置し、盛土による災害防止に向けた対策について議論を行ってきたところである。

併せて、本年9月30日には、民間の有識者を構成員とした「盛土による災害の防止に関する検討会」（以下「有識者検討会」という。）を設置し、各分野の専門的な見地から議論が行われてきたところである。

今般、有識者検討会における提言がなされたことを踏まえ、関係府省の緊密な連携の下、下記の取組を着実に実施し、二度とこのような災害が起きることのないよう、盛土による災害の防止に全力で取り組んでいく。

### 記

有識者検討会の提言を最大限尊重し、提言に記載された全ての事項について、関係する府省においてその施策を速やかに具体化するものとする。特に以下の事項については、関係府省の緊密な連携の下、重点的に取り組むこととする。

## 1 盛土の総点検及び危険箇所対策等について

- (1) 年度末までに都道府県等による点検が完了するよう、引き続き、国土交通省をはじめとした関係府省の連携の下、必要な支援を行う。また、点検完了後速やかに、とりまとめ結果を公表する。
- (2) 点検の結果、都道府県等が「必要な災害防止措置が確認できなかった盛土」と判断し、詳細調査が必要となった場合には、円滑に詳細調査を実施できるよう、財政面も含め必要な支援を行う。
- (3) 点検や詳細調査の結果、都道府県等が「災害危険性の高い盛土」と判断した場合には、法令等に基づく行政処分等を躊躇なく行い厳正に対処できるよう、関連する法制度を所管する関係府省は、法の運用に係る助言など必要な支援を行う。
- (4) 上記の行政処分等を行ってもなお、行為者等による是正が困難な場合には、都道府県等が危険な箇所の対策等を着実に実施できるよう、財政面も含め必要な支援を行う。その際、支援内容が省庁をまたがっても円滑に実施できる仕組みとする。

## 2 新たな法制度の創設等について

- (1) 有識者検討会の提言で示された観点も踏まえつつ、国土交通省と農林水産省は、盛土等の崩落による人家等への被害が生じないように、危険な盛土等を規制するための新たな法制度を検討し、次期通常国会への法案の提出を目指す。
- (2) 新たな法制度を実効性のあるものとするため、関係府省・地方公共団体の緊密な連携により、法の施行体制・能力の強化を図る。
- (3) 建設発生土の搬出先の明確化・有効利用等を図るため、国発注工事に関する指定利用等の実施について、全省庁で取組を徹底する。

## 3 今後の対応について

引き続き、関係府省の連携を密にするとともに、関係府省の取組状況の確認等を行うため、定期的に関係府省連絡会議を開催する。

以 上